

松浦市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく  
建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この告示は、松浦市長（以下「市長」という。）が法第三章第一節及び第二節に規定する所管行政庁として行う法の施行に関して適用する。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第3条 法第12条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者は、省令第1条1項に規定する様式第1による計画書の正本及び副本各1通に、同項に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

(特定建築物に係る命令)

第4条 法第14条の規定による建築主に対する基準適合命令は、市長が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定による特定建築物に係る命令書」（様式第1号）により行う。

(住宅部分に係る指示)

第5条 法第16条の規定による提出者に対する指示は、市長が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定による住宅部分に係る指示書」（様式第2号）により行う。

(住宅部分に係る命令)

第6条 法第16条第2項の規定による提出者に対する命令は、市長が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定による住宅部分に係る命令書」（様式第3号）により行う。

(特定建築物の報告の徴収)

第7条 法第17条第1項の規定による報告の徴収は、市長が必要と認めるときに、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定による特定建築物に関する報告を求める旨の通知書」（様式第4号）により行う。

2 建築主等は、前項により市長から報告を求められた場合、「特定建築物状況報告書」（様式第5号）正本及び副本各1通を市長に提出するものとする。

(軽微な変更説明書)

第8条 建築主は、建築基準法第7条第4項又は第7条の2第1項の規定による建築主事の完了検査を申請する際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確

保計画に軽微な変更（省令第3条の規定による軽微な変更に限る。）があった場合は、完了検査申請書の第三面の別紙として「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」（様式第6号）及び当該変更に係る図書を添付するものとする。

（軽微変更該当証明書）

第9条 前条の建築主事の完了検査を申請しようとする者で、省令第11条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を市長に求める者は、市長に「軽微変更該当証明申請書」（様式第7号）を提出し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」（様式第8号）の交付を受けることができる。

（省エネ基準工事監理報告書）

第10条 建築主は、第8条の建築主事の完了検査を申請しようとする際、完了検査申請書に工事監理者の氏名の記載がある「省エネ基準工事監理報告書【モデル建物法用】」（様式第9号）又は「省エネ基準工事監理報告書【標準入力法用】」（様式第9号の2）を添付するものとする。

（建築物の建築に関する届出）

第11条 法第19条第1項前段の規定により届出をしようとする者は、省令第12条1項に規定する届出書の正本及び副本各1通に、同項に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

（届出に係る指示）

第12条 法第19条第2項の規定による建築主に対する指示は、市長が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定による届出に係る指示書」（様式第10号）により行う。

（届出に係る命令）

第13条 法第19条第3項の規定による建築主に対する命令は、市長が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定による届出に係る命令書」（様式第11号）により行う。

（届出に係る報告の徴収）

第14条 法第21条第1項の規定による報告の徴収は、市長が必要と認めるときに、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項の規定による届出に関する報告を求める旨の通知書」（様式第12号）により行う。

2 建築主等は、前項により市長から報告を求められた場合、「届出建築物状況報告書」（様式第13号）正本及び副本各1通を市長に提出するものとする。

（届出事務の合理化）

第15条 建築物の届出において、次の各号のいずれかの書類の交付を受けている建築物に関して、当該書類を届出に係る図書に添付した場合は、省令第12条第1項及び第4項に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した各階平面図、断面図、機器表（昇降機にあっては仕様書）、系統図及び各種

計算書等は不要とする。

- (1) 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認証書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。）
- (2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）

（審査の委託）

第16条 市長は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る技術的審査を委託することができる。

（市長以外の者の指示による申請書等の補正）

第17条 前条の規定により市長が技術的審査を委託した場合において、当該委託をした後に、計画書、又はその添付書類に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、市長は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

（補則）

第18条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

<用語の解説>

建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
旧省エネ法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
省エネ性能	建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 2 号のエネルギー消費性能
省エネ基準	建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号で定める建築物エネルギー消費性能基準（適合性判定、届出、基準適合認定・表示に適用される基準）
旧省エネ判断基準	旧省エネ法第 73 条第 1 項に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）
誘導基準	建築物省エネ法第 35 条第 1 項第 1 号の建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（性能向上計画認定・容積率特例に適用される基準）
BEI	設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したもの
省エネ計画	建築物省エネ法第 12 条第 1 項特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（建築物エネルギー消費性能確保計画）
届出に係る省エネ計画	建築物省エネ法第 19 条エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画
建築物エネルギー消費性能向上計画	建築物省エネ法第 34 条エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画
新築	建築物の存しない土地の部分（更地）に建築物を造ることなど増築、改築及び移転のいずれにも該当しないものをいう。
改築	建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいい、増築、大規模の修繕等に該当しないものをいう。
増築	1 つの敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること（床面積を追加すること）をいう。建築物省エネ法では別棟で造る場合は、同一敷地内であっても新築として扱うこととする。
特定建築物	建築物省エネ法第 11 条第 1 項 非住宅部分の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模（300 m <sup>2</sup> ）以上である建築物。
特定建築行為	建築物省エネ法第 11 条第 1 項 下記①～③いずれかの建築行為をいう。 ① 特定建築物の新築 ② 特定建築物の増改築（非住宅部分の増改築の規模が政令で定める規模（300m <sup>2</sup> ）以上であるものに限る。） ③ 特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上（300m <sup>2</sup> ）であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。）
特定増改築	建築物省エネ法附則第 3 条の特定建築行為に該当する増改築のうち「非住宅に係る増改築部分の床面積の合計」の「増改築後の非住宅に係る延べ面積」に対する割合が一定（1/2）の範囲内である増改築をいう。適合義務・適合性判定の対象外となり、届出の対象となる
登録省エネ判定機関	建築物省エネ法第 15 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」
登録省エネ評価機関	建築物省エネ法第 24 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」
所管行政庁	建築物省エネ法第 2 条第 5 号の「所管行政庁」
建築主事	建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の「建築主事」
指定確認検査機関	建築基準法第 77 条の 21 第 1 項の「指定確認検査機関」
モデル建物法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める計算方法
標準入力法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める計算方法で、建築物に設ける全ての室単位で床面積や設置設備機器等の入力を行う方法をいう。
主要室入力法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める計算方法で、建物用途に応じた主要な室に係る設置設備機器等のみの入力を行う方法をいう。